平成 27 年 8 月 4 日

DOWA エコシステム株式会社
ジオテック事業部

ジオテクノス株式会社

（仮称）仙台塩釜ソイルセンター　住民説明会の報告書について

当社は、宮城県汚染土壌処理施設の設置等に関する指導要綱（制定平成２２年３月２５日）　に基づき、塩竈市港町に建設を計画している土壌処理施設の施設計画、施設運営の説明会の実施報告書を公開いたします。

１．説明会実施報告書の公開場所

・塩竈市 産業環境部環境課
（塩竈市字杉の入裏 39-47）
・ＤＯＷＡエコシステム株式会社 ジオテック事業部 仙台営業所
（仙台市青葉区本町２ 丁目 15 番１ 号 ルナール仙台 6F）
・建設予定地
（塩竈市港町１ 丁目８）

２．インターネットによる公開

当社ウェブページでも、閲覧することができます。
（http://www.dowa-geo.jp/disclosure/shiogama_20150804_report）

【この資料についての問い合わせ先】
１．DOWA エコシステム株式会社　ジオテック事業部　仙台営業所
電話：022-721-2570　　担当：小堤　健一（平日 9:00～17:00）
２．ジオテクノス株式会社　環境事業部
電話：03-3626-4580　　担当：近藤　大輔（平日 9:00～17:00）

以上

様式第２　（第６，９，１５関係）

説明会実施報告書

平成 27 年 8 月 4 日

宮城県知事　　村井　嘉浩　　殿

〒131-0045
住　　所　東京都墨田区押上１丁目１番２号
東京スカイツリーイーストタワー 14 階
届 出 者 氏　　名　ジオテクノス株式会社
代表取締役社長　吉川　俊二
電話番号　03（3626）4580

説明会開催日時	平成 27 年 7 月 28 日　17 時 30 分から　19 時 00 分まで
説明会開催場所	マリンゲート塩釜　３階　マリンホール
説明会参加者数	22 名
説明会参加者の範囲	塩釜市港町一丁目、二丁目、中ノ島、貞山通
公告の方法及び日時	回覧(7 月 18 日開始)及び各戸配布(7 月 18 日配布)
説明会における意見及びそれに対する回答・対応内容 （第９第３項，第１５第３項の規定により提出された意見書等がある場合は，その写し及びそれに対応方針を含む。）	別紙のとおり。

注１　記入内容が多い場合は別紙として添付すること。

環境対策課
27.8.-4
収受

説明会で地域住民から出された意見及びそれに対する回答

分類	意見	回答
汚染土壌の運搬	400t/日の受入すると、処理後の土壌の塩釜港への運搬を合わせて合計 800t/日となり、道路の問題などが生じないのか。	400t/日は最大の受入数量。常時ではない。受入数量が多い場合は、道路の状況に応じて、港へ搬出するダンプを調整したい。
	石巻方面から施設への具体的な搬入ルートは。	今まで石巻から塩釜港へ搬入した実績があるが、その際は国道 45 号線を通った。施設が出来た場合は、計画している経路から搬入したいと考えている。詳細ルートは現在検討中。皆様からもご意見を頂きたい。次回の説明会で説明したい。
	（荷役会社の方）議員の先生方は同型の土壌処理施設が仙台市内にあるのはご存じだと思う。仙台市への搬入ルートは粉じん対策を実施して、汚染土壌搬出車両と明示して、予め県へ届出すれば問題ないと認識している。石巻方面から仙台市に入る場合、別ルートで有料道路を使用することもできるが、国道 45 号線からの経路がベストだと思う。肥料会社と本計画施設に面した道路はもともと築港道路、港湾道路であり、港に入るのに、その道路を通るなという方がおかしい。返って迂回する方が難しい。国道から港湾道路を経て港に入るのは正常な経路と考える。	
土壌の受入	悪臭について数値的な基準、検査方法が指定されているのか。	臭いについて明確な基準は定められていない。臭気判定というのがあり、5 人程度のモニターが臭いを嗅いで 5 段階評価をして臭気判定士が統計的に判断する方法がある。密封容器に土壌と水を入れて、振った後、ふたを開けた時の臭いで判定することが多い。ただ、悪臭を放つ土壌は、例えば油臭がするなど、そのような試験をせずとも、嗅覚でわかる。そのような土壌は受け入れしない。

説明会で地域住民から出された意見及びそれに対する回答

分類	意見	回答
施設の維持管理	港湾分析は港湾事務所が管轄となると思うが、施設の土壌や水質、底質などを分析しないのか、また、その結果を協議会などで公表しないのか。	施設周辺の水質は井戸を設置して水質に異常がないか年 1 回以上確認するように法で定められており、分析をする予定。
	施設の防災計画を作る予定があるのか。	防災計画は作成したい。また、施設は 7m のコンクリートの壁を設置するなど災害にも対応できる堅牢な施設と考えている。
塩釜港での保管及び荷役	塩釜港での土壌の保管で、シート養生する計画だが、雨が降るとシートの下から雨水が流れ込み、土壌が流出するのではないか。	土をシートでくるんで保管しているわけではないが、L 次型の擁壁をきっちりつけて設置しており、養生シートもかぶせているので容易に土壌が流出しない構造。
	船の荷役において、流出防止の対策を説明されたが、雨水量や風速で中止の基準があるのか。	荷役中止の風速の基準は 5m/s 以上。雨については確認する。
	海水の汚染が心配。海水の分析の責任が DOWA にあるのか、あるいは、市や県にあるのか。法律などで決められているのか知りたい。	宮城県で定期的に分析しており、データはホームページで公開されている。塩釜港付近でも測定している。ホームページで確認してほしい。
	県の指導で、塩釜港に土壌を保管するヤードに建屋を作らなくてもいいと確認しているようだが、県で不要だと言われれば企業なので実施しないと考える。住民が請願したい場合、請願先は県や市になるのか。	宮城県に請願してもらえたらと思います。

説明会で地域住民から出された意見及びそれに対する回答

分類	意見	回答
塩釜港での保管及び荷役	説明の中で、塩釜港での保管において、リスクがあると言われた。私も宮城県議会で塩釜港の保管について話題に出した。DOWA として、県などと調整しながら、建屋を建設する計画はあるのか。	今までは直接、塩釜港に搬入してきたが、施設ができれば 5 千～6 千 t の土壌を建屋内でバッファーとして保管できることもあり、塩釜港での保管のリスクを減らそうと努力している。塩釜港の仮置き場の建屋設置について、住民の方から要望があったことを仙台塩釜港湾事務所に二度相談している。建屋が必要であれば議員や住民の方から陳情書などを港湾事務所に提出してほしいとの回答。また、議会の中で議論して頂ければと考える。 なお、土壌汚染対策法で定められた基準は、土壌（あるいは地下水）を 70 年間経口摂取した場合、健康影響がでる可能性が十万分の一上昇するという内容で、直ちに健康影響がでるものではない。
保護具の着用	議員として、塩釜港を見学した際、作業員が保護眼鏡や保護マスクをしていないのが気になった。労働安全衛生上、港湾施設ならびに DOWA の施設でも、マスク・ゴーグルの着用が必要と考えるが、見解を聞かせてほしい。	塩釜港での作業については荷役会社で管理している。DOWA 施設は保護具の着用をする計画である。
	（荷役会社の方）港での作業では防塵マスク、保護眼鏡をしていなかったというご指摘について、私たちは状況に応じて防塵マスクなどを着用している。例えば、倉庫の中の粉じんが発生する作業ではマスクなどを着用する。着用の有無は現場で判断している。今日のような炎天下では、マスクを着用すると熱中症などになる可能性もある。	

説明会で地域住民から出された意見及びそれに対する回答

分類	意見	回答
環境保全に関する協定書	今日で 3 回目の説明会、7/22 に県議員の方の港町の事業説明会があり、40 分くらい DOWA の施設の話題が上がった。7/25 にも市議会議員の方の市政報告会で、この問題が取り上げられていた。港の荷役も確認したが、保護マスクを着用してなくて通常の作業で何の問題もないと感じた。また、6/20 に港町内会で説明会を開催し、大気汚染や騒音・振動・悪臭などの環境汚染について、DOWA から丁寧な説明を受けた。その結果、町内と DOWA で環境保全に関する協定書を取り交わせばという議論になった。その際、塩竈市とも協定を結ぶように要望した。協定書の案は確認させてもらった。必要に応じて、町内毎に説明会を DOWA に開いてもらい、協定書に判子をついてほしい。	以前からご提案いただいており、DOWA としても協定を結びたいと考えている。 案も作成してあるので、本日のご意見も取り入れて早急に提案させていただきたい。また、塩竈市とも調整を進めている。協定の締結後、建設の着手をしたい。
	塩釜はワカメ、昆布の町であり、万が一の場合は補償をしてほしい。海産物などの風評被害も考えられるので、しっかりと補償してもらうためにも文書で残してほしい。	DOWA が原因で被害があった場合は補償する旨、環境保全協定に盛り込む。
	協定書に関して、関係する各町内会と結んでほしい。塩釜は狭い町であり、どこでもダンプ車両が通行できるので、地域のことも勘案した協定書をお願いしたい。	塩竈市からの指導で住民説明会の範囲を決めた。その範囲の町内会と協定書を結ぶ予定。
	土壌処理施設がある仙台市や大館市が行っている行政の対応を調査した。仙台市は周辺の町内に土壌の発生場所、搬入経路、受入量を公開している。大館市では議会で情報公開がされている。公開の仕方を協定書に盛り込んでほしい。	情報公開の方法は大館を参考にして、盛り込みたい。

説明会で地域住民から出された意見及びそれに対する回答

分類	意見	回答
震災時の塩釜港の状況	最初に塩釜港で汚染土壌を取り扱った時期は2011年の2月と聞いているが、震災のときどのような状況だったのかわかれば教えてほしい。	2011年2月に塩釜港に土壌を搬入した業者はDOWAではないため、詳細は不明。なお、本日、仙台塩釜港湾事務所の方に震災時の塩釜港の状況をヒアリングした。計画予定地付近は甚大な被害があり大変な状況であったが、土壌を保管する東埠頭から土壌が流出したとは聞いていないとの回答であった。議員の先生からも調べてもらえたらと思います。 施設の周囲は高さ7m、厚さが最低25㎝のコンクリート製の壁があり、開口部にはシャッターで開閉できる構造としている。万一、開口部のシャッターを打ち破って施設内に入っても、建屋内の土壌保管場所もコンクリートの壁で仕切る計画なので、津波がきてすぐに土壌が流出するとは考えにくい。また、敷地も約1.5m嵩上げする計画。万全でないかもしれないが、そのような震災が起これば開口部をシャッターで閉め、土壌の流出を極力防ぐことを考えている。
	（荷役会社の方）震災前後は、土壌の保管、取り扱いはなかった。	

以上

DOWA

塩釜市港町に建設を計画している土壌処理施設について

ジオテクノス株式会社　DOWAエコシステム株式会社
ジオテック事業部

2015年7月28日

motivate our planet

内容

1．会社紹介

2．これまでの説明会の概略

3．施設計画の概略

4．施設運営の概略

5．塩竈港での保管及び荷役

6．その他の説明

7．今後の予定

1．　会社紹介

1.1　DOWAエコシステム(株)の組織

資本金　　10億円（2014年3月末）
売上高　　1,014億円（2014年3月期）
従業員　　約2,700名（2014年3月末，グループ全体）

～事業体制～

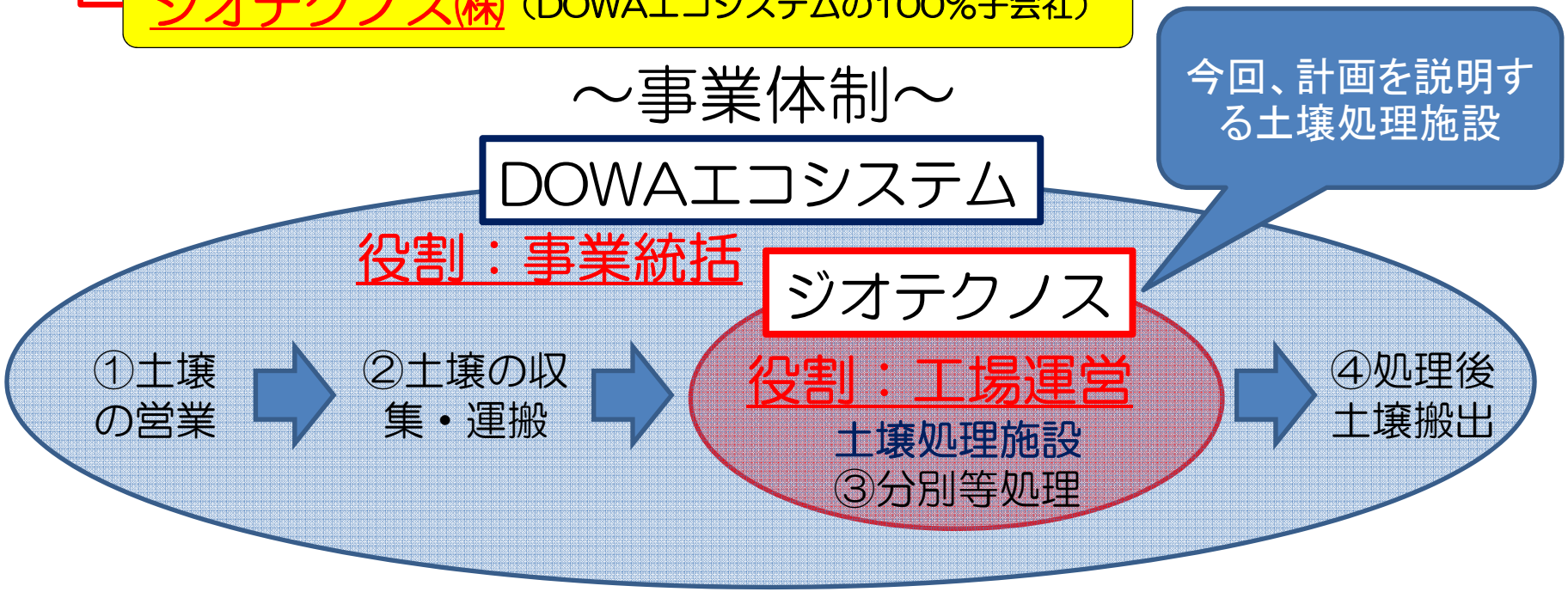

1.1　ジオテクノス㈱の概要

～DOWAグループの環境事業における
調査・施工の専門会社～

資本金　1億円（2014年3月末）
売上高　41億円（2014年3月期）
従業員　74名（2014年3月末）

土壌環境事業

土壌調査

土壌浄化工事

地質コンサルティング事業

地熱温泉開発調査

金属鉱物資源調査

その他環境事業

災害復興

埋設廃棄物対策

微量PCB工事

2.　これまでの説明会の概略

2.1　これまでの説明会の概略

説明会～建設までの流れ

立地計画概要説明会 ⇒ 平成27年1月10日 マリンゲート塩釜で開催

生活環境影響調査計画説明会 ⇒ 平成27年4月21日 マリンゲート塩釜で開催

HP情報公開：http://www.dowa-geo.jp

施設計画・運営説明会 ⇒ 本日の説明会

生活環境影響調査結果及び建設計画説明会

建設計画への意見反映・建設着手

皆様からのご意見・ご質問

DOWA

2.1　住民説明会以外の皆様への対応

日時	活動内容	目的
平成27年2月17日	松島湾浅海漁業振興協議会様への説明会	施設計画を説明
平成27年4月3日	宮城県、塩釜市の議員様 弊社施設（エコシステム花岡）の見学会	DOWAの土壌処理施設の紹介及び施設計画を説明
平成27年4月14日	各町会長様への挨拶回り	4/21の説明会の事前説明
平成27年4月17日	仙台塩釜港湾事務所へ相談	塩釜港での保管・荷役などについて相談
平成27年6月5日	宮城県漁業協同組合塩釜総合支社訪問	施設計画を説明
平成27年6月16日	宮城県庁の方の塩釜港の視察	塩釜での保管・荷役の状況確認
平成27年6月20日	港町6町内会様への説明会	施設計画を説明
平成27年7月6日	宮城県、塩釜市との打合せ	本計画の進め方を相談
平成27年7月15日	仙台塩釜港湾事務所へ相談	塩釜港での保管・荷役の管理方法について再確認

2.2　第一回説明会の質疑応答の概略

①なぜ塩釜港で土壌を搬出するのか？

⇒（回答）宮城県港湾計画に従うと塩竈港は、バラ貨物の取り扱い港に指定されているため

②受入汚染物質の具体的な名称は？　（後ほど説明）

⇒（回答）水銀を除く重金属類（主に自然由来汚染土壌）
放射性物質を含む土壌は受入禁止

③汚染土壌の発生場所は？　（後ほど説明）

⇒（回答）主に仙台市を中心とした宮城県内の建設発生土

④土壌の飛散及び流出防止対策は？　（後ほど説明）

⇒（回答）運搬、処理、塩釜港での保管・荷役で適切に対応

2.3　第二回説明会の質疑応答の概略

①運搬中にダンプから飛散しないのか？

⇒（回答）シート養生して運搬。また、大雨時などは状況を見て運搬を中止している

②塩釜港での保管・荷役で土壌が流出しないのか？　（後ほど説明）

⇒（回答）保管中は防水シートで養生、荷役中は落下防止対策で対応

③地元へのメリットは何なのか？　（後ほど説明）

⇒（回答）できる限り地元の企業の協力を頂き運営

④住民との受付窓口はないのか？

⇒（回答）工場、営業所で対応いたします

2.4　本説明会の位置づけ

皆様からのご要望にお応えして、自主的に行う説明会です。

- 今後とも、皆様にご理解を頂くようご要望に応じて説明会を開きます。
- 皆様から頂いたご意見をできる限り計画へ反映していきます。
- 施設が操業してからは地域の一員として、地域の活性化に貢献して参ります。

３．　施設計画の概略

3.1　事業内容

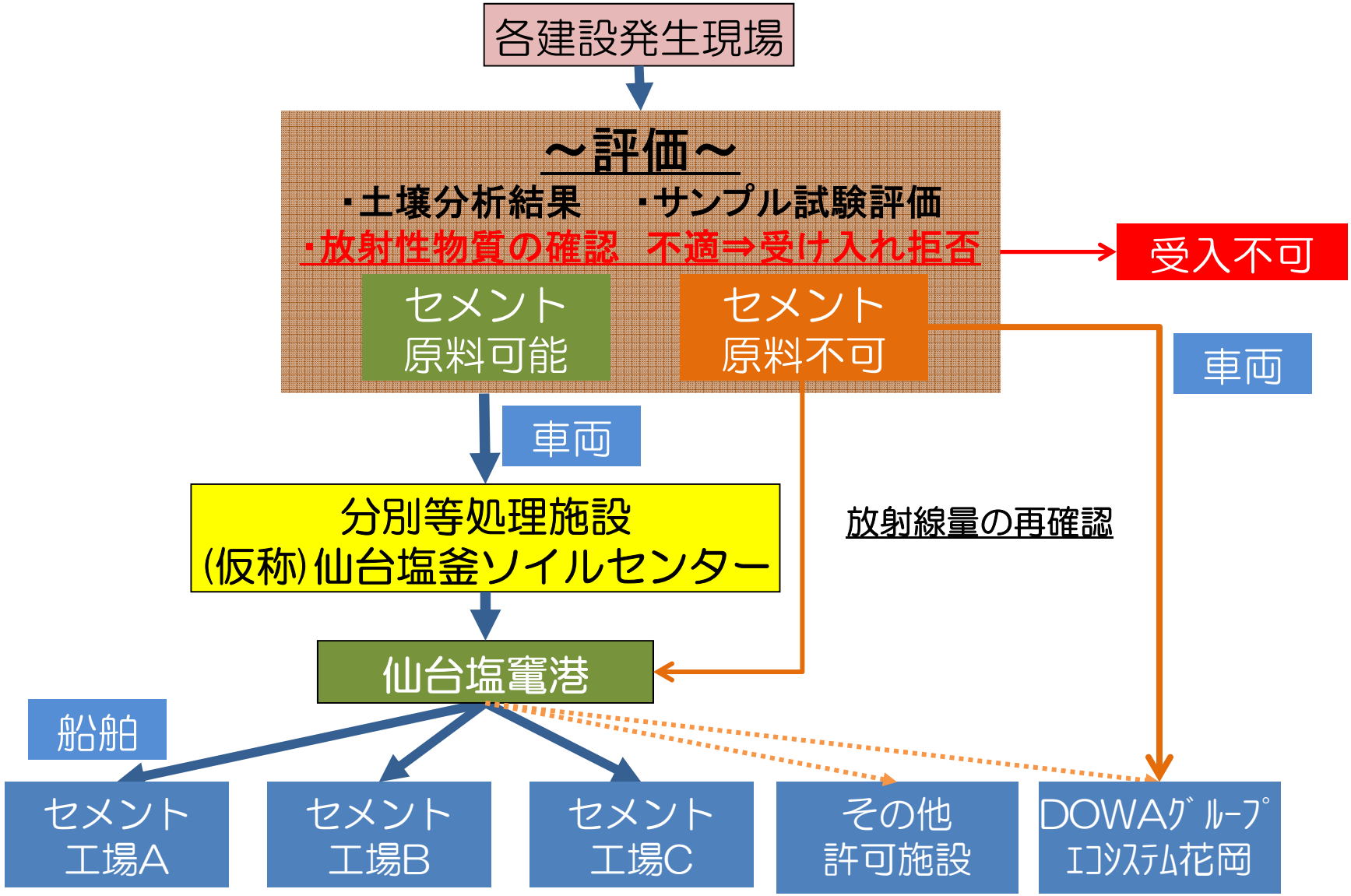
各建設発生現場
～評価～
・土壌分析結果　・サンプル試験評価
・放射性物質の確認　不適⇒受け入れ拒否
受入不可
セメント
原料可能
セメント
原料不可
車両
車両
分別等処理施設
(仮称)仙台塩釜ソイルセンター
放射線量の再確認
仙台塩竈港
船舶
セメント
工場A
セメント
工場B
セメント
工場C
その他
許可施設
DOWAｸﾞﾙｰﾌﾟ
ｴｺｼｽﾃﾑ花岡

DOWA

3.2　立地計画概要

項目	適用
汚染土壌処理施設の設置場所	宮城県塩竈市港町１丁目８
汚染土壌処理施設の種類	分別等処理（異物の除去、含水率調整）
処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	第二種特定有害物質（濃度の上限値なし） 水銀を除く重金属類のみ
汚染土壌処理施設の処理能力	（受入）400トン/日、100,000トン/年 （処理）60t/時（8:00－18:00）
着工予定年月日 使用開始予定年月日	着工予定：平成27年１１月 使用予定：平成２８年4月

3.3　設置計画場所・搬入出ルート

対象地住所：宮城県塩竈市港町１丁目８

3.4　施設概要（1）平面図（案）

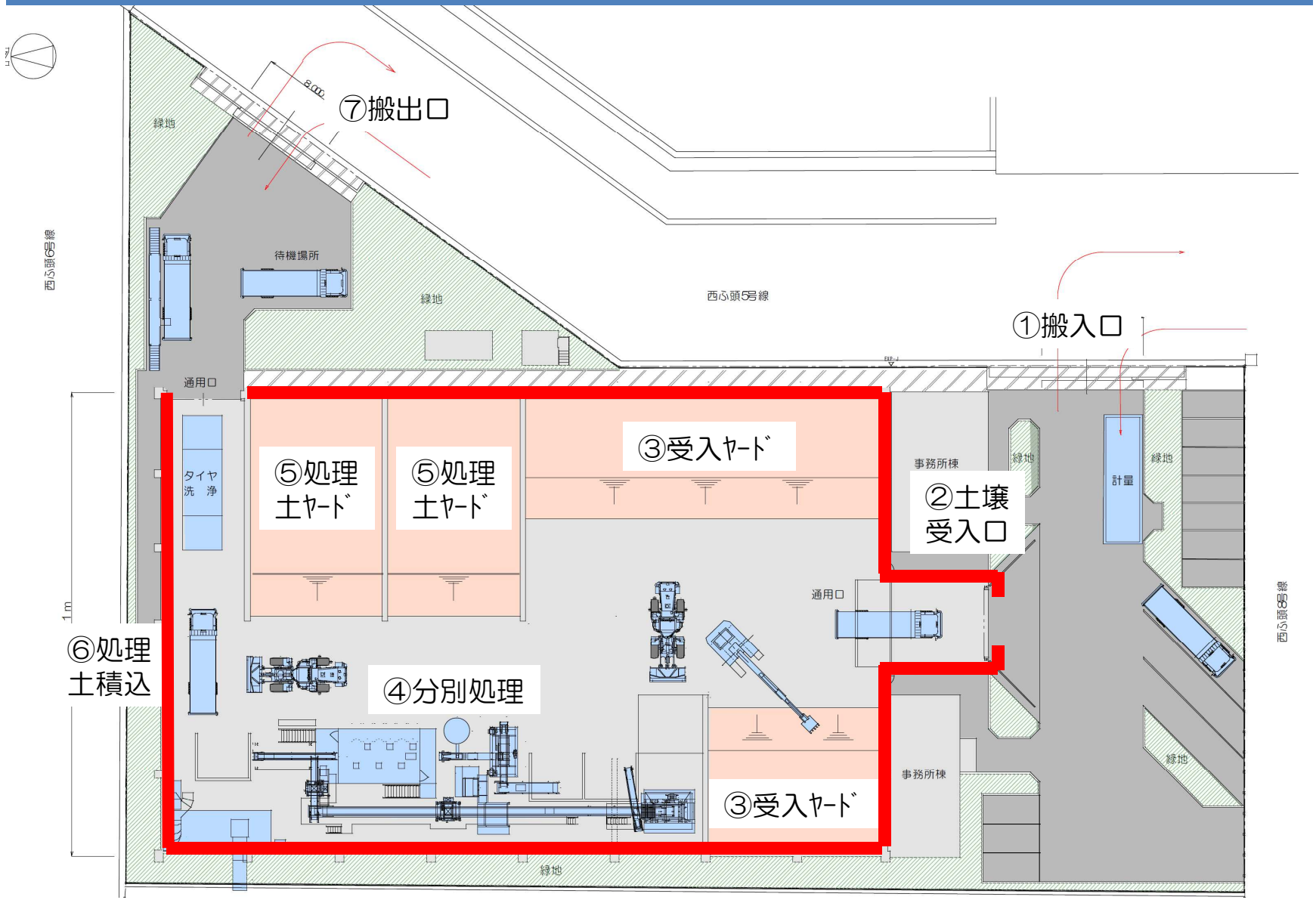

3.5　施設概要（２）立面図イメージ

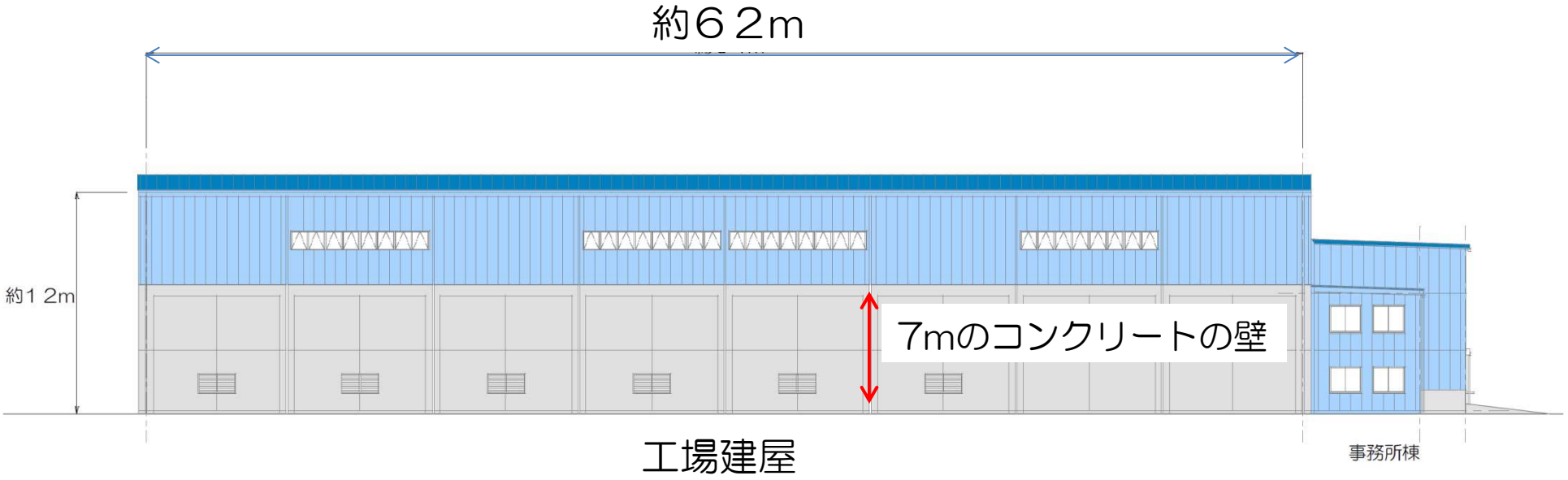

motivate our planet

3.6　どのような土壌が入ってくるのか？

特定有害物質を含む土壌を受入

（水銀、アルキル水銀以外の第二種特定有害物質）

分類	物　質　名	濃　度
第二種特定有害物質（重金属類）	カドミウム及びその化合物	濃度の上限なし
	六価クロム化合物	
	シアン化合物	
	セレン及びその化合物	
	鉛及びその化合物	
	砒素及びその化合物	
	ふっ素およびその化合物	
	ほう素及びその化合物	

放射性物質を含む/悪臭のある土壌は受入不可

DOWA

3.7　どこから土壌が運ばれるのか？

仙台市及びその周辺地域から汚染土壌が発生

（近年、DOWAで取り扱った案件）

案件名	発生場所	取扱量　（ｔ）
仙台市合同庁舎建設工事	仙台市	約20,000
仙台市復興住宅建設工事	仙台市	約3,000
仙台市立市民病院建設工事	仙台市	約2,000
石巻市復興住宅建設工事	石巻市	約3,000
税務大学校解体工事	仙台市	約3,000
宮城県保健環境センター建設工事	仙台市	約10,000
宮城県警察自動車整備工場解体工事	仙台市	約3,000
仙台市南蒲生浄化センター復旧工事	仙台市	発生搬出中
その他	―	約30,000

４．　施設運営の概略

別紙で施設全体の流れを説明

（仮称）仙台塩釜ソイルセンター　全体の流れ

計画地、塩釜港の位置と搬入出経路

Ⅰ運搬ルート

荷台をシート掛けして土壌の飛散防止

Ⅱ計画地での流れ

①土壌受入口

土壌を荷卸して受入

②受入ヤード

受入土壌を一時保管

③分別処理

土壌の異物除去などの処理

＊汚染土壌処理業の許可審査などに関する技術的留意事項（H25　環境省）

④処理土ヤード

処理後土壌を一時保管

⑤処理土積込

処理後土壌を

塩釜港へ運搬

（＊船川港（秋田）の積替保管状況）

Ⅲ塩釜港での保管・荷役

①塩釜港で荷卸

⑦出港

②一時保管

③積込位置へ土壌を運搬

④クレーンで土壌を船へ積込

⑤積込完了

⑤出港準備（ハッチ閉）

DOWA

補足　分別等処理とは

～役割～

再処理汚染土壌処理施設（浄化処理、セメント等製造や埋立処理施設）で受け入れ可能な状態にするため、以下の２つの処理を行う。

処理方法	内容
異物除去	岩、コンクリートくずなどの異物を除去
含水比調整	汚染土壌のハンドリングを容易にするため、石灰等を混合し、含水比を調整

分別等処理施設例

補足　処理フロー図

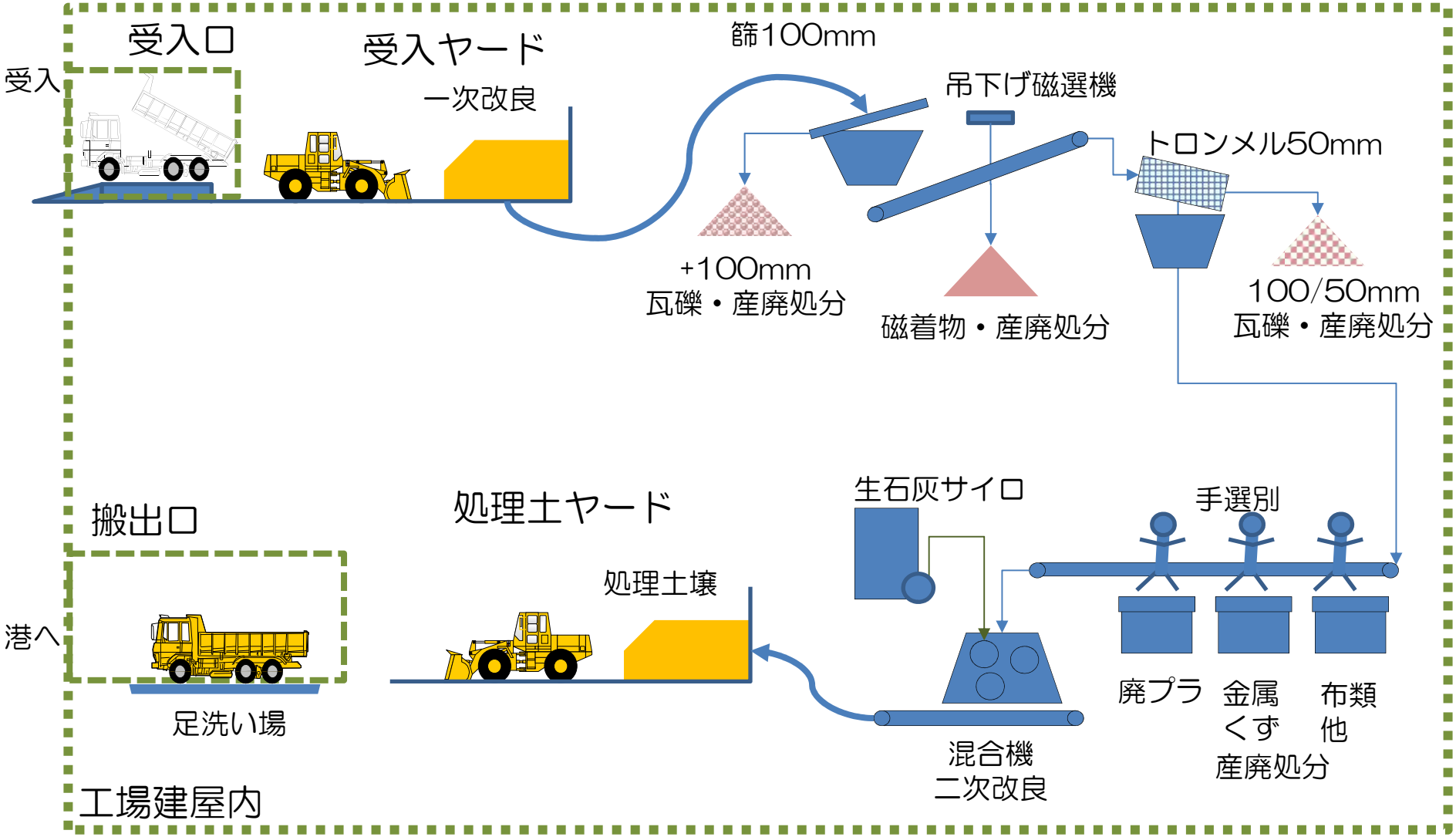
受入口
受入
受入ヤード
一次改良
篩100mm
吊下げ磁選機
トロンメル50mm
+100mm
瓦礫・産廃処分
磁着物・産廃処分
100/50mm
瓦礫・産廃処分
生石灰サイロ
手選別
搬出口
処理土ヤード
処理土壌
港へ
足洗い場
廃プラ
金属
くず
布類
他
産廃処分
混合機
二次改良
工場建屋内

3.1　分別した異物はどうするのか？

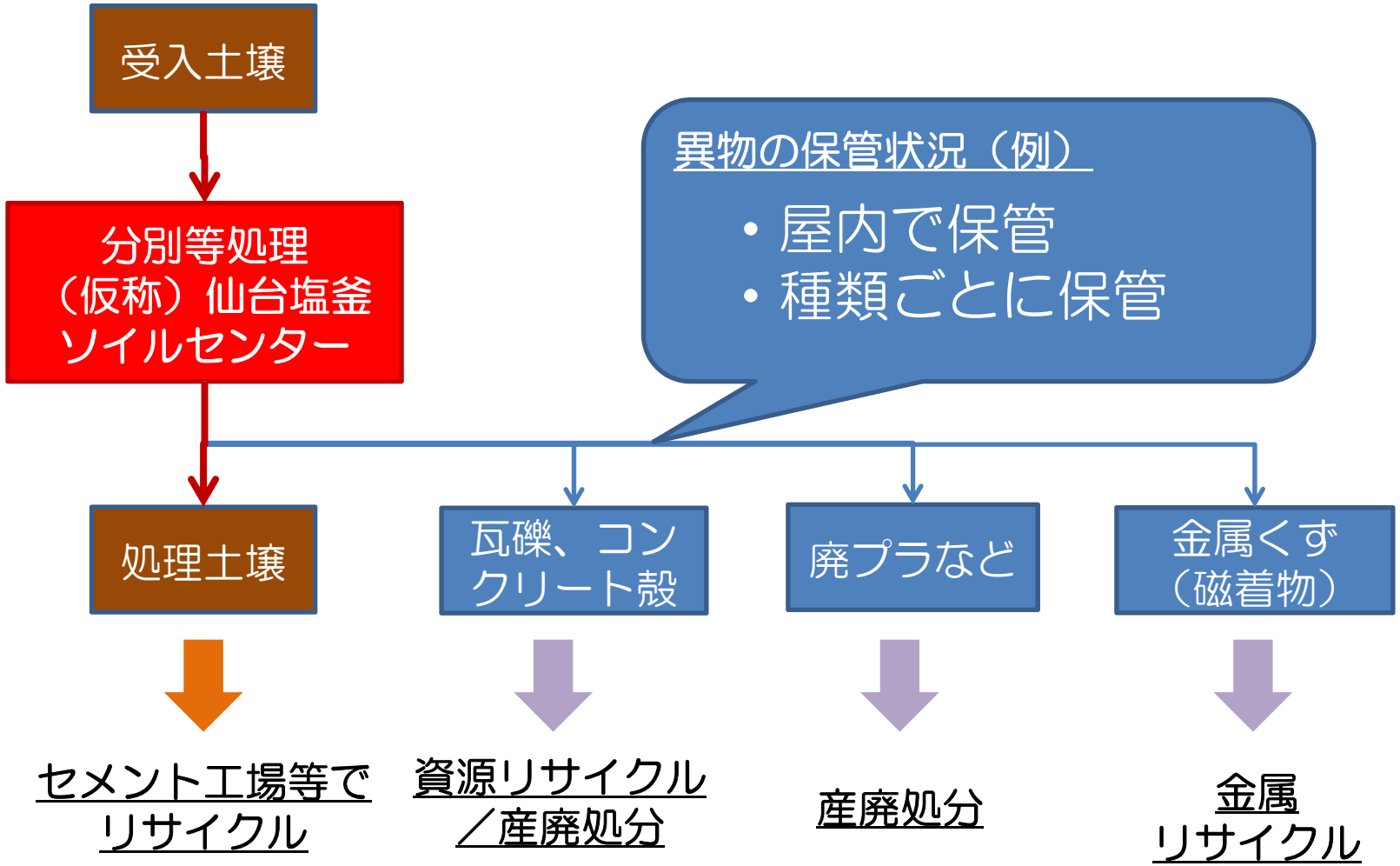

場内で適切に保管し、残すことなく全て搬出

3.2　施設から汚染物質が漏れ出さないのか？

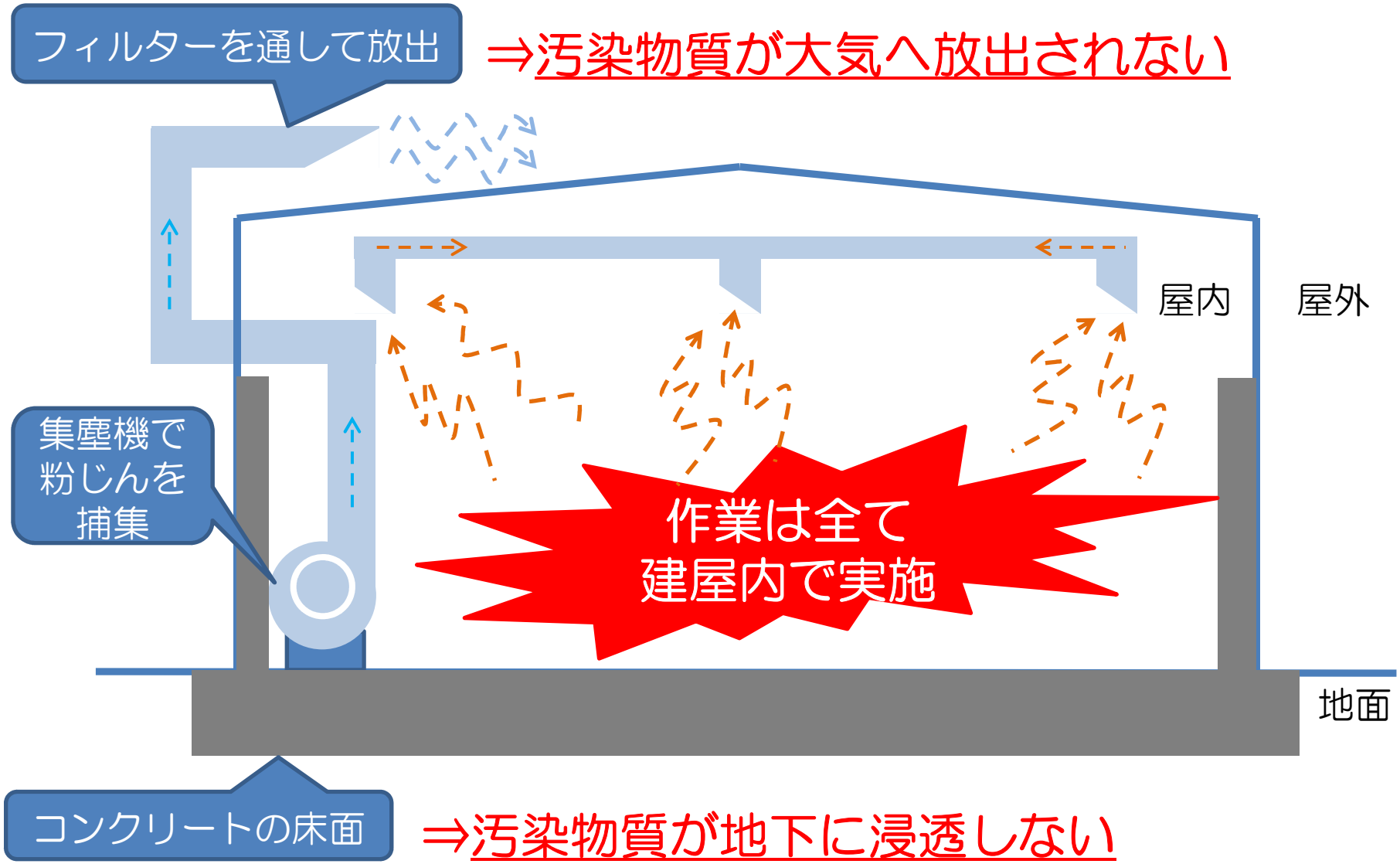

3.3　施設から振動が起こらないのか？

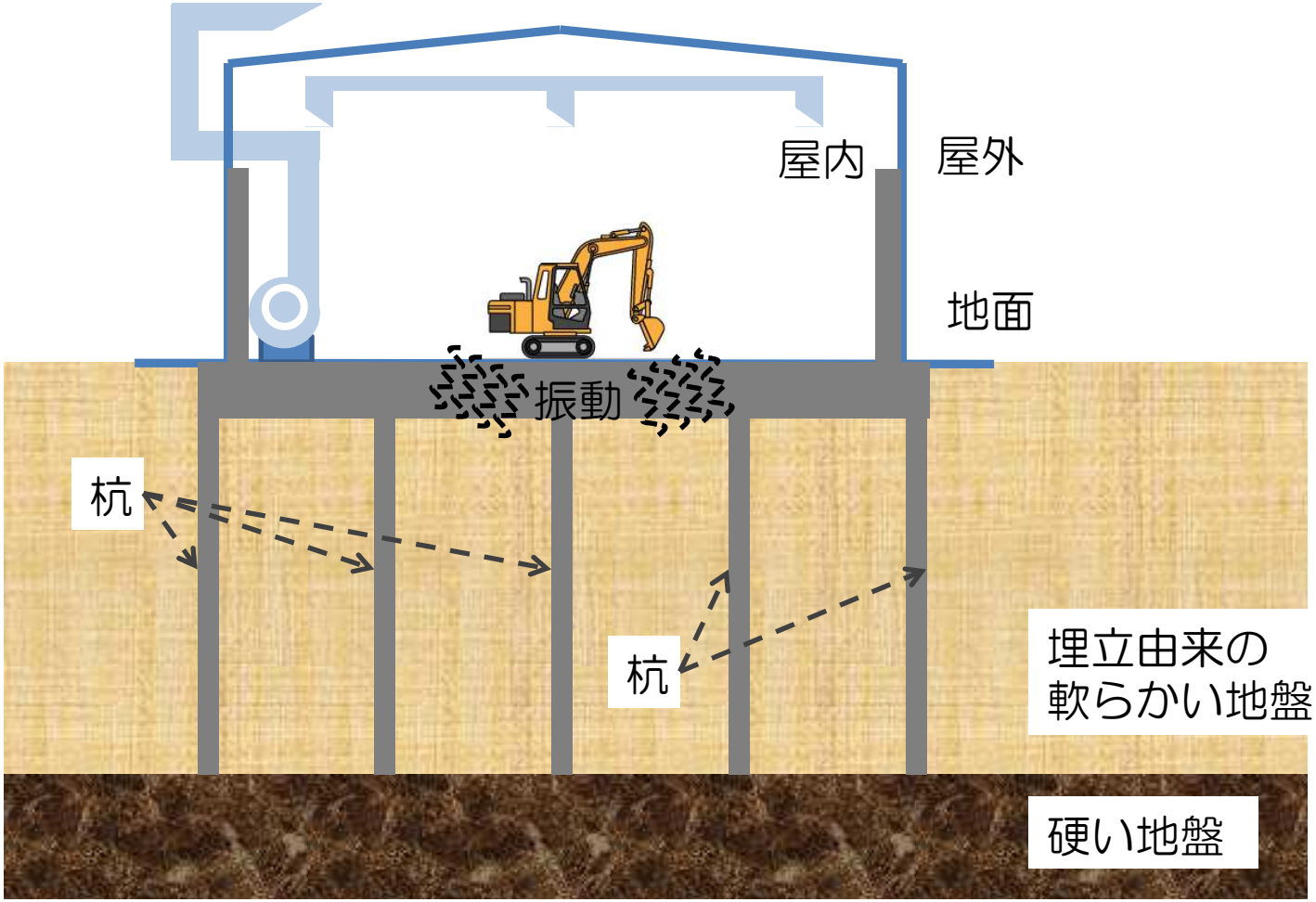

硬い地盤まで杭(柱)を入れた揺れ(振動し)にくい構造

3.4　施設から騒音が起こらないのか？

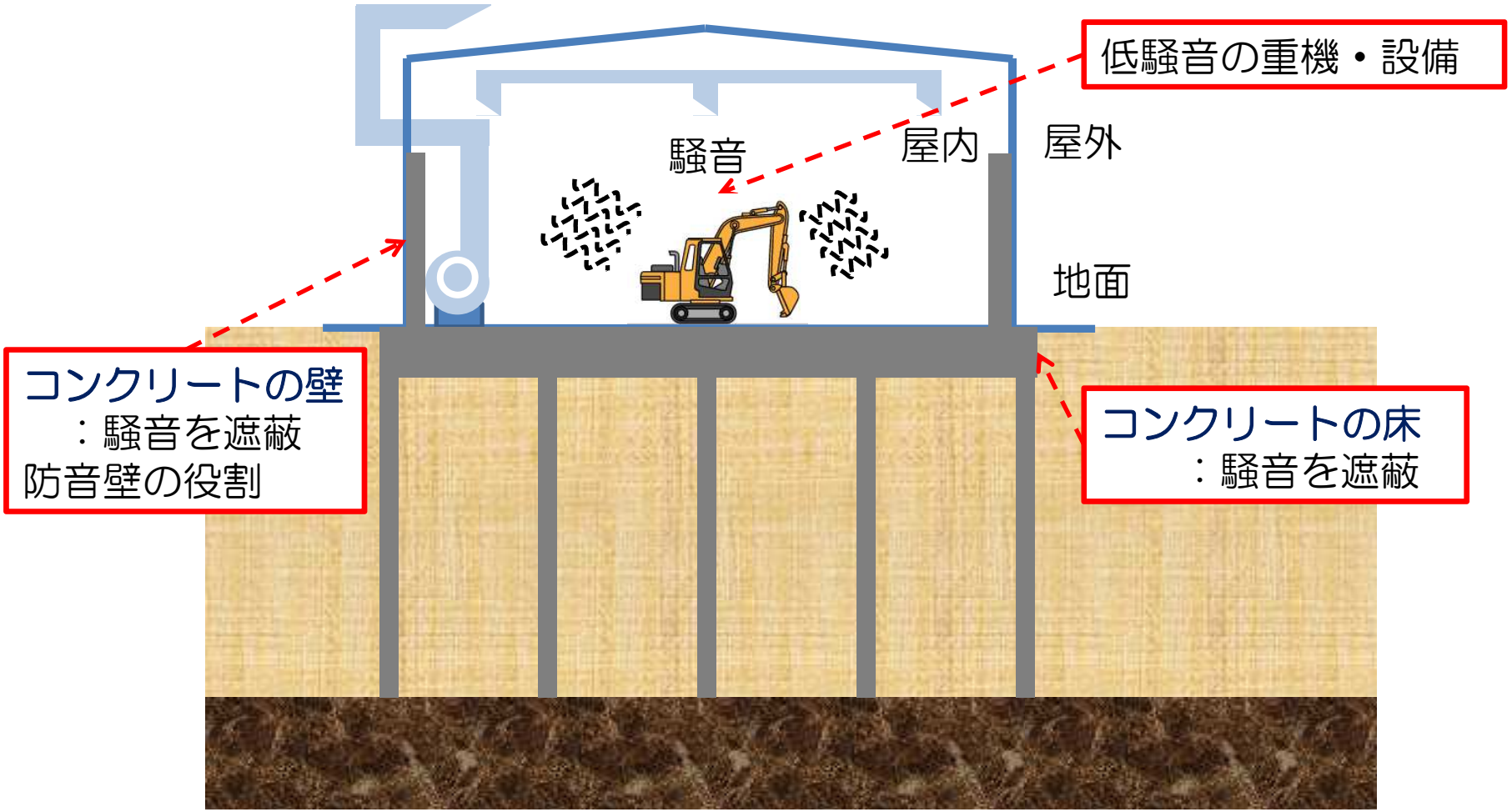

作業は全てコンクリート（防音壁）で覆われた建物内で行い、屋外に騒音が漏れにくい構造

3.5　化学薬品の取り扱いは？

施設内での生石灰（化学薬品）の取り扱い

～受入・保管～

- バラ　　：サイロ（容器）に保管
- フレコン：保管場所を決め、
  他の資材と混在させない
  ＊廃フレコンは産廃処理
- 雨、湿気のない屋内に保管

～その他～

- 所轄消防署に届出をする

3.6　設備の点検

項目	点検箇所	頻度	点検委託先
車両系建設機械	特定自主点検	年1回	外部委託
建屋、建屋内床面	コンクリートの劣化・破損、柱の損傷・腐食	年1回	自社
建屋外アスファルト舗装	舗装のクラック・破損	年1回	自社
各種電気機器	接地抵抗	年1回	外部委託
コンプレッサー	積算時間点検	時間毎	自社
消火設備	消火点検	年1回	外部委託

設備不良による事故を未然に防止

（＊一定期間、点検記録を保管）

５．　塩竈港での保管及び荷役

5.1　埠頭での保管と船への積荷役

①ソイルセンターでは、5,000～6,000トンの保管が可能

↓ 積替保管埠頭の負荷低減

②船が入港する数日前より埠頭へ土壌を横持（約３～４日間）

↓ 養生シート付専用ダンプ

③土壌運搬船が着岸する前まで埠頭で保管（約３～４日間）

↓ 雨水浸透防止シートで養生

④土壌落下防止対策を取りながら積荷役、出港、蔵置場所清掃

落下防止対策を施した荷役を実施

5.2　埠頭での保管と船への積荷役

①土壌搬入
- （仮称）仙台塩釜ソイルセンターより前処理後の土壌を運搬してヤードに荷卸し

②土壌保管
- 雨水が浸透しない材質のシートで養生
- シートが飛散しないよう重石（砂入袋）で1日の作業後養生

5.3　埠頭での保管と船への積荷役

国ガイドライン及び
宮城県仙台塩釜港湾事務所の指示に従った荷役

③積荷役
- 落下防止のシート及び土壌回収ボックスをセット
- 万が一土壌が落下してもシート及びボックス（鉄製）で防止

⑤積荷役完了・ハッチ閉め出港
- 約1500トン積載船舶
- DOWAエコシステムの傭船

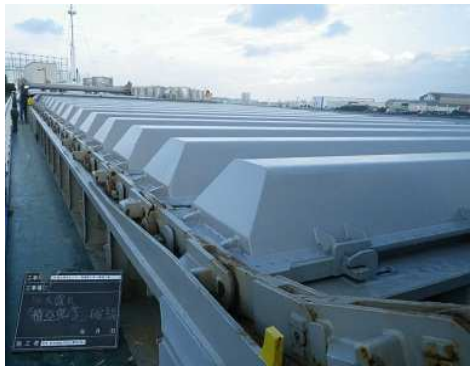

5.4　埠頭での飛散流出防止対策

○土壌流出防止土嚢
- 万一、土壌が海の近くの方（エプロン）に流出しても土嚢で海への落下を防止

○港湾内の清掃
- 特殊な車両（スイーパー）で定期的に清掃
- DOWAエコシステムの傭船

DOWA

5.4　船積後の保管ヤード状況

積込前のヤード

積込後のヤード

積込後、ヤード内を徹底的に清掃

６．　その他の説明

6.1　地域との関わり

DOWAグループの地域活性化活動の事例

秋田県内での植樹祭

岡山県内でのお祭り

- それぞれが地域に根ざしたCSR活動を積極的に展開
- 自治体の活動にも積極的に参加
- 定期的に皆様と話し合いができる場を持ちたい

6.2　万が一の事故などの対応

①汚染物質の流出事故防止対策

■土壌を取扱いする場所はすべて建屋内で実施
■運搬中は飛散防止シートを装着

②悪臭の発散事故防止対策

■事前の調査で悪臭の有無を確認
悪臭を発散する土壌の受け入れを禁止
■万一、悪臭が発生した場合、消臭剤を散布

③粉じんの発生事故防止対策

■土壌を取扱いする場所はすべて建屋内で実施
■建物内に集塵機を設置

7. 今後の予定

7.　今後の予定

立地計画概要説明会（前々回）

↓

生活環境影響調査計画説明会（前回）

↓

施設計画及び運営の説明会（今回）

↓

生活環境影響調査結果および建設計画説明会

↓

建設計画への意見反映・建設着手

以下、補足資料

DOWA

補足　受入れる土壌に含まれる汚染物質について

分類	有害物質の種類	計画施設受入項目	参考　土壌汚染対策法指定基準	
			含有量基準	溶出量基準
第二種特定有害物質（重金属等）	カドミウム及びその化合物	○	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
	六価クロム化合物	○	250mg/kg以下	0.05mg/L以下
	シアン化合物	○	遊離シアン50mg/kg以下	不検出
	水銀及びその化合物	×	15mg/kg以下	0.0005mg/L以下
	うちアルキル水銀	×		不検出
	セレン及びその化合物	○	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
	鉛及びその化合物	○	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
	砒素及びその化合物	○	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
	ふっ素及びその化合物	○	4,000mg/kg以下	0.8mg/L以下
	ほう素及びその化合物	○	4,000mg/kg以下	1mg/L以下

DOWA

補足　受入れない汚染物質について①

分類	有害物質の種類	計画施設受入項目	参考　土壌汚染対策法指定基準	
			含有量基準	溶出量基準
第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）	四塩化炭素	×	-	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	×	-	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	×	-	0.1mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	×	-	0.04mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	×	-	0.002mg/L以下
	ジクロロメタン	×	-	0.02mg/L以下
	テトラクロロエチレン	×	-	0.01mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	×	-	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	×	-	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	×	-	0.03mg/L以下
	ベンゼン	×	-	0.01mg/L以下

揮発性有機化合物は計画施設では受け入れません。

DOWA

補足　受入れない汚染物質について②

分類	有害物質の種類	計画施設受入項目	参考　土壌汚染対策法指定基準	
			含有量基準	溶出量基準
第三種特定有害物質（農薬等）	シマジン	×	-	0.003mg/L以下
	チウラム	×	-	0.006mg/L以下
	チオベンカルブ	×	-	0.02mg/L以下
	PCB	×	-	不検出
	有機りん化合物	×	-	不検出

農薬類は計画施設では受け入れません。